

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字野々島字南原 5457 番 1、同 5457 番 4、同 5457 番 5 及び同 5457 番 7 の一部
1,513.44 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町御代志 1610 番地 1
株式会社水上建材建設

熊本県公告第 666 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 9 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字野々島字尾ノ上 1635 番 4 の一部
313.23 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市桜木四丁目 3 番 14 号
歳田 和彦
熊本市桜木四丁目 3 番 14 号
歳田 和子

熊本県公告第 667 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和 45 年熊本県規則第 47 号）第 2 条の規定に基づき、山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山鹿都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する

平成 15 年 9 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山鹿都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成 15 年 10 月 19 日（日曜日）午後 2 時から
- 3 開催場所
熊本県鹿本地域振興局大会議室 山鹿市大字山鹿 1026-3
- 4 対象市町
山鹿市
- 5 公述の申出について
山鹿都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る 10 月 14 日までに、熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課（山鹿市大字山鹿 1026-3）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、50 人程度入場できる。
- 7 開催の中止について
前記 5 の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成 15 年 9 月 17 日から平成 15 年 10 月 19 日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課
山鹿市都市計画課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課（電話 0968-44-5151）